

中部人懇通信 No.1

教育行政
職員対象

令和元年6月8日(土)に、教育行政担当職員及び人権推進員を対象とした中部地区人権教育懇談会を開催しました。その内容を報告します。

1 講演「インターネットと部落差別」

鳥取市人権情報センター研究員 衣笠 尚貴 氏

2016年(平成28年)に部落差別解消推進法が施行された。その第1条に「情報化の進展」という文言があり、まさにネット上の部落差別の存在について書かれている。1975年に大問題となった「部落地名総鑑」と同じものが「全国部落調査・復刻版 部落地名総鑑の原点」という題名で出版されかけたが、出版停止となった。しかし、ネット上で「全国部落調査・復刻版」の内容が掲載され、拡散されたことは大きな問題となった。



■インターネット上の部落差別の問題点

- ネット版「部落地名総鑑」の公開
- 部落出身者の個人情報の公開・攻撃
- 差別的な情報の蔓延 など



誰もがネットで情報を得ることができる。場合によっては差別の助長につながる。

■差別は誰の問題なのか

差別は差別される人の問題なのか。または差別する人の問題なのか。それとも、見て見ぬふりをする人や差別に気づかない人の問題なのか。差別はみんなの問題として捉えることが大切である。誰もが常に当事者としての自覚をもち、「差別を許さない」「差別をしない」という決意をすることが世の中の差別がなくなる素地となる。



2 グループ協議「人権尊重のまちづくりのために自分ができること」

熱心な協議でした!



4人が1つのグループとなり、10グループに分かれて、協議を行いました。衣笠さんの講演を聴いて感じたことや学んだことについて交流しました。町内学習会に小中学生の参加を位置づける、町内での啓発に努めるなど、今後の施策や地域の取組について様々な意見が交わされ、協議を深めました。



【参加者の感想より】

- ネットの中の様々な人権問題について多くの方に知っていただく必要性を感じた。ネットの使い方やモラルについて学べる場を増やす取組を考えたい。
- ネットの問題では自分のプライバシーがさらされていることを認識した。間違った意見については自分の考えをもち、ネット上で否定していけるようにしたい。
- 「差別は誰の問題」という言葉が心に残った。何気ない発言で他人を傷つけたことや傷つけられたことがこれまで何回かあった。それを否定も肯定もしなかったことを反省している。
- 差別的な情報が載せられている状況が多い中、それを見たときに何を考え、どうしなければならないかという研修を上げていかなければならない。
- ネット上の人権侵害情報に有効な対応ができる人権侵害救済法の制定を求める活動を強めたい。

「中部人懇」は「中部地区人権教育懇談会」を略した名称です。被差別部落の完全解放をめざし、中部地区同和教育の推進をはかることを目的に1971年(昭和46年)に発足しました。本会の取組は同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について語り合うことで、中部全体の人権意識の高まりを生み出してきました。今年度も学校の教職員、市町行政職員、PTA関係者の対象ごとに5回の研修を行います。

「中部人懇」って
こんな会です!

